

生活文化展 実施要項

1. 日時

2023（令和5）年11月11日（土）、12日（日）

2. 会場

日本青年館

3. 目的

健康で明るい文化生活を築くため、青年の創意工夫による日常生活に役立つ作品を展示する。

4. 種目

展示するものは、デザインの美しさと実用性を調和させるもので、工芸品、手芸品、室内装飾品、日常生活用具など。

5. 参加資格

- (1) **本大会の参加資格は、下記の通りとする。ただし、各都道府県選手団役員（団長、副団長、総監督、総務）、監督、出品責任者はこの限りではない。**
 - ①1983（昭和58）年4月2日から2008（平成20）年4月1日までに出生した者。
 - ②原則、2023（令和5）年5月1日からひきつづき当該都道府県に居住、または在勤・在学する者。
 - ③全日制高等学校の生徒は参加対象としない。
 - ④定時制または通信制高等学校、高等専門学校、各種学校の生徒は一般青年として参加できる。
- (2) 無資格者の参加は失格とする。
- (3) **日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。**
- (4) 国内外で職業競技者（演技者・技術者）としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。
- (5) オーバーエイジ枠（1983（昭和58）年4月1日以前に出生した者）の参加は認めない。ただし共同作品で連名出品の場合は、メンバー数の3分の1以内の参加を認める。
- (6) 過去5年以内において、日展等全国的公募展に入選した場合は参加できない。
- (7) 過去に出品した作品は認めない。

6. 参加申込

締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。

7. 出品規定

- (1) 出品点数は一人5点までとする。
- (2) 出品する作品は、屋内展示が可能な大きさで、かつ搬入・搬出に支障をきたさないものに限る。運搬が困難なものについては、アイデアおよび実用に供している姿を写真(カラーで四つ切り程度)など作品に代えて出品してもよい。なお、これをパネルに構成する場合、大きさは100cm×150cm以内とする。
また、出品作品のサイズによっては、展示会場及び方法を変更することもある。

8. 出品票

作品整理のため、出品物には出品者の住所、氏名、性別、作品名・作品の説明等を明記した出品票を必ず添付すること。組作品の場合は、個々の作品に添付のこと。

9. 出品責任者

- (1) **各都道府県から出品責任者として、1人は必ず参加すること(ただし、写真展の出品責任者を兼ねてもよい)。**
- (2) 出品責任者は、送付した荷物の開梱後、出品表を確認し受付をする。出品作品を生活文化展係に引き渡すこと。
- (3) 出品責任者は、展覧会終了後、生活文化展係から一括して出品作品の返却を受けること。

10. 審査会ならびに表彰式・合評会

- (1) 詳細については諸連絡等で連絡する。
- (2) 賞状は最優秀、優秀、佳作に入賞した作品に授与する。楯は最優秀、優秀作品に授与する。メダルは最優秀、優秀、佳作の出展者に授与する。
- (3) 出品者が合評会・表彰式を欠席する場合、出品責任者または都道府県選手団窓口の者が必ず出席する。なお、欠席する場合の保険料ははかからないものとする。

11. 注意事項

- (1) 出品作品は輸送中に破損しないように厳重に荷造りすること。
- (2) 出品作品の輸送中の事故(返却も含む)については、事務局はその責任を負わない。
- (3) 出品責任者は、出品作品の荷解きのための諸工具(ボール、小刀など)および荷造りのための補強材料(くぎ、ひも、なわ、紙類)を各自用意すること。

- (4) 展示の場所や方法は主催者側で定める。
- (5) 舞台発表等、種目の備品や他の道具と、写真展の作品はいっしょに送らないこと。
- (6) 作品返却後の運送業者の手配は各自で行うこと。
- (7) 作品には上下・左右を明示し、組作品には必ず順番を明記のこと。
- (8) 申込時には出品作品の展示時の様子がわかる写真データを必ず添付すること。

12. 有事の際の対応

政府による感染症拡大防止に伴う要請や激甚災害等（以降、有事）が生じた場合、下記の通り対応する。

- (1) 諸経費について
 - ①有事の際の棄権に関わらず、「芸能文化の部基準要項 8. 参加費」に基づき支払うものとする。
 - ②主催者として大会または種目の開催を見送る場合は、参加費、大会運営費、保険料は徴収しない。すでに納入されている場合は返金を行う。
 - ③参加団体・人数が試合可能数に満たない場合、および主催者として大会または種目の開催を見送る場合において、大会参加にかかる旅費、宿泊費、キャンセル料その他の諸経費については、主催者として負担しない。
- (2) 主催者及び各競技連盟・協会、各会場、その他関係機関のガイドライン、ならびに自治体からの要請等に沿って実施する。
- (3) 記載のない内容については、主催者で判断する。

13. その他

- (1) 原則として基準要項、芸能文化の部要項に定めるところによるが、これらと種目別要項が異なる場合には種目別要項が優先される。
- (2) **参加者は大会本部を通じ、原則として指定宿舎（日本青年館ホテル・国立オリンピック記念青少年総合センター）へ申し込むこととする。**ただし、社会情勢や仕事の環境等により、指定宿舎への申し込みが困難な場合は、その限りではない。
- (3) 記載のない内容については主催者で判断する。

